

業務指示書

インド国電力セクター情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年1月20日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 吉田 清志 Yoshida. Kiyoshi@jica. go. jp

質問に対する回答：2016年1月25日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：石炭火力・揚水発電を中心とした調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／電力開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：電力開発計画
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 電力政策／制度】

- 1) 類似業務の経験：電力開発計画
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 経済財務分析】

- 1) 類似業務の経験：経済財務分析
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年1月29日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター (Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(INR1 = 1.826 円 , US\$1 = 120.30 円 , EUR1 = 131.90円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／電力開発計画
電力政策／制度
経済財務分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.96 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年2月12日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
インド国電力セクター情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／電力開発計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 電力政策／制度	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 経済財務分析	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

インドでは、近年の急速な経済成長に伴いエネルギー消費が増加を続けており、世界第4位の電力消費国となっている（2014年）。他方、近年は改善傾向にあるものの、引き続き電力の需給は逼迫しており、2014年度（2014年4月～2015年3月）は、1,048,672GWhの需要に対して供給量が995,157GWhと5.1%の不足、供給能力もピーク時147,815MWの需要に対して144,788MWと2.0%の不足となっており、今後の電力需要の伸びと合わせて引き続き石炭火力を中心としたベース電源の開発が必要不可欠となっている。関連して第12次5ヶ年計画（2012年4月～2017年3月）では、第11次5ヶ年計画に引き続き、新電力法に基づく電力セクター改革、特に超臨界圧にフォーカスした電源開発（第13次5ヶ年計画以降の新規石炭火力発電所開発は全て超臨界圧としている）、送配電設備増強及び地方電化を国内の重要課題として掲げている。

上記に加え、2014年6月の政権交代以降、モディ首相率いるBJP（インド人民党）政権下においてコールリンケージの制度変更など各種政策の変更が打ち出されると共に、再生可能エネルギーにおいては2022年までに175,000MW（うち太陽光100,000MW、風力60,000MW等）の再生可能エネルギーを導入することを発表している。これは再生可能エネルギーを除く他の電源の第12次、13次計画における導入目標169,241MW¹を上回るものであり、出力が不安定な電源の導入促進に伴う電力系統安定化への取り組みが併せて不可欠となっている。これを受けて近年中央電力省（Ministry of Power:MOP）及び中央電力庁（Central Electricity Authority:CEA）は明確に揚水発電の導入を促進する方針を打ち出している。

JICAはこれまで発送配電の分野で累計1兆円を超えるODA支援を行ってきており、引き続き重要セクターの1つとして上記の現状も踏まえた継続的な支援が求められている。かかる状況の下、上記課題に寄与する案件形成を行うため、近年方針・制度の変更が著しいインド電力セクターの基礎情報の再整理、及び協力の候補案件の洗い出しと絞り込みが必要となっている。特に本業務においては、案件形成に時間を要するため前広な情報収集が必要であり、日本政府の方針、及びインド政府の政策にも合致し、かつ本邦技術が優位性を持つと考えられる高効率石炭火力発電、及び揚水発電を中心とした情報収集を想定している。

2. 業務の目的

本業務は、政権交代に伴い変更されたコールリンケージ等の電力に関する政策・制度や運用状況、濫立している政府系の電力機関の整理、近年進出が進んでいる各民間企業（日本企業にとってライバルとなりうる外国企業含む）の工場設立などの状況など、インドの

¹ ベースシナリオで第12次5ヶ年計画中に75,785MW、第13次で93,456MWを想定。

電力エネルギーセクターに関する基本情報を分野・地域を特定せず幅広く整理したうえで、その後有望な分野・地域を特定し、本邦技術の活用が有望な案件に関するロングリストを作成すると共に、特に有望な案件 3、4 件について簡易な候補案件概要及び今後の案件形成に向けた必要事項をまとめることを目的とする。

3. 業務対象分野・地域

インド電力エネルギーセクターに関する基本情報を整理したうえで、第二次現地調査以降に特に想定している業務対象分野・地域は以下の通り。

分野：石炭火力、揚水

地域：マハラシュトラ州、カルナタカ州、タミルナドゥ州、ケララ州、ウッタルプラデシュ州、テランガナ州

4. 相手国実施機関

本調査はインド政府からの要請に基づくものではなく、特定の実施機関はいないが、電力分野の管轄省庁である中央電力省（MOP）に対し、調査の実施は通知済みである。

5. 業務の範囲

JICA 及びインド側関係諸機関・現地民間企業、またその他の本邦関係諸機関、民間企業等と十分な意見交換を行いながら、「7. 業務の内容」に述べる内容の調査を実施するとともに、調査の進捗に応じ「8. 成果品等」に記載の報告書を作成するものとする。

6. 業務実施上の留意事項：

(1) 調査の狙い

本業務は今後の JICA による協力の可能性のある案件の絞り込みを目的とし、案件は円借款を中心とするが、無償資金協力、技術協力の提案についても妨げるものではない。また、上記の観点から、「7. 業務の内容」で記載のあるロングリストの作成にあたっては、現実的で実施可能な案件となるよう、対象州・地域における関係機関については十分協議・調整をすることが望ましい。

(2) 業務対象地域・分野について

調査対象分野・地域は「3. 業務対象分野・地域」を想定しているものの、これに限るものではなく、以下の観点からその他の州・地域ないし分野を対象とした提案も受け付ける。

- a. 本邦企業の優位性が認められる分野・地域で案件形成の見込みがありうること
- b. 揚水発電のポテンシャルが豊富であること
- c. 石炭火力発電に関して用地・燃料取得・先方の意向等の観点から有望と想定され

る地域であること

- d. 対象州・地域の電力需給の改善に寄与するものであること
- e. 対外債務の借入に消極的な州ではないこと（例えばグジャラート州は現在対外債務借入に非常に消極的であることから本業務の対象外とする）

また、個別案件の検討、他ドナー・NGO等の協力事業のレビューのために現地踏査を行う場合は、効率的な調査計画となるよう配慮し、コンサルタントは現地調査予定地、訪問予定の機関について、プロポーザルで提案することが求められる。

(3) 他の本邦機関・企業の調査について

現在インドに対して他の本邦機関・企業が実施中もしくは実施予定の調査内容を踏まえた上、当該機関・企業から十分な情報収集を行うこと。

(4) インド政府機関との協議について

インドではWebサイトによる情報が比較的充実していることもあり、Webにて確認可能な基本情報（電力法、用地取得法など）についての情報を収集するための協議依頼は拒否をされることがある。そのため、事前準備の段階でどの情報が入手可能か、或いは入手した情報を基にどういった追加情報が必要か等については事前に適切に確認しておく必要がある。その観点から「7. 業務の内容」にある第1次国内作業においてはWeb等を活用して十分な情報収集を行うこと。

(5) 現地パートナーとの協力について

本業務では現地の情報を幅広く入手することが目的となるため、政府機関、民間企業からの円滑な情報収集のため、再委託のみならず、調査団員としてもインド国内の人材がいることが望ましい。

(6) 個別案件の提案について

個別案件の提案に際しては、プロポーザルにてその方向性を提示し、調査の中では以下の点に留意して案件を提案すること。また、提案された協力案件の実施については、インド政府の要請及びJICAの検討を経て決定されるものであることに留意すること。また、特定された個別案件によっては団員間でMMの調整をする場合もありうる（例えば候補案件が全て揚水となった場合、火力団員のMMを水力団員に振替える等）。

- a. 提案する個別案件は複数の同類の案件群でも良い。
- b. 日本企業・機関が持つ技術、ノウハウ、経験を活用した内容であること。
- c. 事業の持続性（維持管理面、財務面）・普及拡大を確保できるような案件となるよう配慮すること。
- d. JICAの対インド援助に係る方針との整合性に留意すること。

(7) フォローアップ事項について

現地調査期間中は、JICA インド事務所と十分な意見交換・調整を行う。また、調査終了後に JICA インド事務所がフォローアップすべき事項について、報告書に明記する。

7. 業務の内容：

上記「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

(1) 第1次国内作業

a. 国内において、本業務に関連する既存資料等の情報収集・分析を行い、現地調査の基本方針、具体的な調査方法、ファイナルレポートの章立ての検討を行う。その際、以下の i.~vi. の項目について取り纏め、プロポーザルで提案した内容と比較してより具体的な内容を示すこと。

- i. 調査対象州・地域とその選定理由
- ii. インドで適用可能な本邦技術
- iii. 中央政府における電力関係機関の概要と財務状況、政策、電力エネルギー分野概況（電力需給、電源開発計画、系統状況、電力ロス、電力料金、電力取引市場等）
- iv. 対象となる各州政府における電力関係機関の概要と財務状況、政策、電力エネルギー分野概況（電力需給、電源開発計画、系統状況、電力ロス、電力料金、電力取引市場等）
- v. 電力エネルギーセクターにおける民間企業（本邦及び関連外国企業。電力設備等メーカーを想定。）、他援助機関の動向
- vi. 特に有望と考えられるサブセクター（揚水・石炭火力等）における対象となる州の開発状況

b. 上記を基に訪問予定先での質問事項を事前に整理、インセプションレポート（英文）を作成し、JICA インド事務所及び南アジア第一課と協議を行い、協議結果を反映したものを提出する。

(2) 第1次現地調査

a. JICA インド事務所にインセプションレポートの説明を行う。

- b. 中央政府機関・民間企業等からの情報収集・分析を行う。想定される協議事項は以下の通り。その他確認事項についてもプロポーザルにて提案を行うこと。

- コールリネージの運用状況
- 石炭等燃料の生産ないし輸入状況と今後の見込
- 石炭火力排出ガスに関する環境規制の状況
- アンシラリーサービス²の導入状況や今後の予定
- 系統安定にかかる調査や具体的な取り組み状況
- 本邦企業の進出状況や今後の事業への参画見込み

想定される中央政府機関訪問先：

中央電力庁（CEA）、中央電力規制委員会（Central Electricity Regulatory Commission:CERC）、環境森林気候変動省（Ministry of Environment, Forest and Climate Change:MoEFCC）、(Power Trading Corporation of India Ltd.:PTC)、インド電力取引所（Indian Energy Exchange:IEX）、石炭公社（Coal India Limited:CIL）等

(3) 第2次国内作業

- a. 収集情報の整理・第二次現地調査協議先・内容の検討を行う。

(4) 第2・3次現地調査(特定サブセクターの案件形成が有望と想定される州の情報収集)

- a. JICA インド事務所との報告・確認・方針協議
- b. 各州政府機関等からの情報収集・分析を行う。想定される協議事項は以下の通り。その他確認事項についてもプロポーザルにて提案を行うこと。また、中央政府による案件についても確認を行うこと。
- 州の電力政策
 - 電力需給実態・需要予測
 - 電源開発計画
 - 系統運用状況
 - 電力ロス状況
 - Tariff 状況及び方針
 - 供給コスト実態
 - 需要特性
 - 各機関財務状況
 - 電力市場運用状況と見通し
 - 特定サブセクター（揚水、石炭火力等）にかかる開発政策及び方針（政策）、

² 電力系統における電力品質（周波数や電圧など）維持のためのサービス。欧州においてはアンシラリーサービス市場が発達しており、インドにおいても CERC が導入を検討中。

運用実態等

- 特定サブセクター（揚水、石炭火力等）投資計画と実施予定のプロジェクトの概要
 - （訪問先が州政府機関等の公的機関であり、円借款事業として有望な案件がある程度特定できている場合）先方の円借款借入意思等の確認
- 想定される訪問先：州電力公社、送電公社、配電公社、州規制委員会等

(5) 第4次国内調査

- a. 州ごとに候補案件のロングリストを作成（内容としてはプロジェクトサイト、規模、検討状況、環境許認可手続き状況を想定）、最有望州および最有望案件の絞り込み（3件ないし4件程度）を行い、インテリムレポート（英文）を作成し、JICA インド事務所及び南アジア第一課と協議を行い、協議結果を反映したものを提出する。

(6) 第4次現地調査

- a. 最有望案件にかかる以下の情報の確認・整理を行う。
 - 開発の概略スケジュール
 - 経済性
 - 環境許認可取得状況（特に用地取得の有無）
 - 規模・適用技術
 - 実施・運営維持管理体制
 - 今後案件形成にあたって検討が必要な事項

(7) 第5次国内作業

- a. 事業化に向け JICA が今後必要なフォローアップ事項整理、提言等を行う。
- b. ファイナルレポートの作成及び提出を行う。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

「2. 業務の目的」に記載されている成果の達成状況は、以下の提出物を持って確認する。成果品の使用权は発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく他に引用または転用してはならない。成果品の記載事項及び提出時期等は以下のとおりとする。なお、最終成果品はファイナルレポートとし、その提出期限は2016年11月29日とする。

- a. インセプションレポート (IC/R)
提出時期：第1次現地調査前（2016年4月中旬を想定）
部 数：英文5部、電子データ
- b. インテリムレポート(IT/R)

提出時期：第4次現地調査前（2016年9月下旬を想定）

部数：英文5部、電子データ

- c. ファイナルレポート(F/R) 和文5部、英文5部、電子データ

提出時期：2016年11月29日

部数：和文（製本版）5部、英文（製本版）5部、電子データ

(2) 報告書の作成・印刷仕様

- a. ファイナルレポート以外の報告書の作成仕様は、A4版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。
- b. ファイナルレポートの印刷仕様及び電子化ファイルの作成仕様はJICA「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。

(3) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上でJICAに提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものについては、情報源として使用したURLを記載する。

(4) 議事録・写真

調査時に撮影した写真とインド側関係諸機関との議事録については、まとめてF/Rに添付する。

(5) 報告書作成にあたる留意点

- a. レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- b. レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- c. 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- d. レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査の工程

本調査は2016年3月上旬に開始し、2016年11月下旬の終了を目処とする。但し、より効率的な方法がある場合プロポーザルにて提案する。

年	2016年									
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
国内作業		□		□			□		□	
現地業務			■		■	■		■		
報告書		▲ IC/R					▲ IT/R		▲ F/R	

IC/R: Inception Report IT/R: Interim Report F/R: Final Report

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

総計：23.24 M/M

(2) 業務従事者の構成

本調査には、下記の分野を担当する団員を参加させることを基本とする。ただし、以下に示す格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案することも認める。また、分野の変更・追加または統合・分離も妨げるものではないが、上述の提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- a. 総括／電力開発計画（2号）
- b. 電力政策／制度（3号）
- c. 揚水発電計画（水力計画）
- d. 石炭火力発電計画（火力計画）
- e. 経済財務分析（3号）
- f. 環境社会配慮／業務調整
- g. 電力市場調査・分析

3. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、インド関係機関から特別な便宜供与は想定していない。コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められるが、JICA インド事務所の支援を必要とする場合は、JICA 南アジア部または同事務所に連絡を行うものとする。

4. 配布資料および貸与資料

以下の資料はウェブサイトにて閲覧可能のため適宜活用すること。

- ・ 経済産業省「平成 23 年度インドにおける重電機器産業に関する実態調査」
(www.meti.go.jp/medi_lib/report/2012fy/E002471.pdf)

- ・ JOGMEC 「インドの石炭生産と国内消費の推移及び輸入動向並びにインドの石炭輸入量の増加が世界の石炭市場に与える影響調査」
(http://coal.jogmec.go.jp/result/docs/150313_03.pdf)
- ・ CEA ウェブサイト (<http://www.cea.nic.in/>) (月次での電力需給状況、第 12 次電力 5 年計画等)

5. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していないが、現地再委託により業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施できる。現地再委託による実施が望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案する。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。

なお、補強で外国企業の参入は業務指示書第 1 の 2 「補強の可否」で認められた範囲で可とするが、補強でなく共同企業体を結成する際には当該企業体に属する企業すべてが JICA 事業への応募資格を満たしている必要がある点留意すること。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

